

パシフィコ・エナジー白山合同会社  
(仮称) 白山三ヶ野太陽光発電事業  
環境影響評価方法書に係る  
審 査 書

令和 5 年 9 月  
経 済 産 業 省

# 目 次

1. はじめに
2. 特定対象事業特性の把握
  - 2.1 設置の場所、原動力の種類、出力等の設置の計画に関する事項
  - 2.2 特定対象事業の内容に関する事項であって、その設置により環境影響が変化することとなるもの
3. 特定対象地域特性の把握
  - 3.1 自然的状況
    - 3.1.1 大気環境の状況
    - 3.1.2 水環境の状況
    - 3.1.3 土壌及び地盤の状況
    - 3.1.4 地形及び地質の状況
    - 3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
    - 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況
    - 3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況
  - 3.2 社会的状況
    - 3.2.1 人口及び産業の状況
    - 3.2.2 土地利用の状況
    - 3.2.3 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況
    - 3.2.4 交通の状況
    - 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
    - 3.2.6 下水道の整備状況
    - 3.2.7 廃棄物の状況
4. 環境影響評価項目
5. 事業者が選定した環境影響評価項目の妥当性について
6. 事業者が選定した調査、予測及び評価手法の妥当性について

## 1. はじめに

本事業は、東日本大震災を経た我が国において、脱原発、化石燃料依存低減、クリーンエネルギーの安定供給に資するため、安全で安心な電力である再生可能エネルギーを安価に普及することを通じ、持続可能な社会の構築に寄与することを使命としており、環境負荷が小さいゴルフ場の転用で事業を実施し得る太陽光発電により、日本の将来のエネルギー自給に貢献し、地球環境に優しく、地域貢献に寄与できる太陽光発電所の建設を目指している。以上のような背景を踏まえ、津市白山町三ヶ野地区周辺におけるゴルフ場跡地を利用した出力93,000kW程度（交流）の太陽光発電事業を実施することにより、再生可能エネルギーの導入促進、温室効果ガスの削減による気候変動対策への寄与、環境負荷が少なく安定的な電力の供給、地域経済の活性化へ貢献することを目的とする。

本審査書は、パシフィコ・エナジー白山合同会社（以下「事業者」という。）から、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、令和5年3月17日付けで届出のあった「（仮称）白山三ヶ野太陽光発電事業環境影響評価方法書」で述べられている、事業者が選定した環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価手法の妥当性についての審査結果を取りまとめたものである。

審査に当たっては、「発電所の環境影響評価に係る環境審査要領」（平成26年1月24日付け、20140117商局第1号）及び「環境影響評価方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書の審査指針」（令和2年3月31日付け、2020324保局第2号）に照らして行い、審査の過程では、経済産業省技術総括・保安審議官が委嘱した環境審査顧問の意見を聴くとともに、事業者から提出のあった補足説明資料の内容を踏まえて行った。また、電気事業法第46条の7第1項の規定に基づき提出された環境影響評価法第10条第1項に基づく三重県知事の意見を勘案し、電気事業法第46条の6第2項の規定により届出のあった環境影響評価法第8条第1項に基づく意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配意して審査を行った。

## 2. 特定対象事業特性の把握

### 2.1 設置の場所、原動力の種類、出力等の設置の計画に関する事項

#### 2.1.1 対象事業実施区域及び名称

所在地：三重県津市白山町三ヶ野地区周辺

名称：（仮称）白山三ヶ野太陽光発電事業

#### 2.1.2 原動力の種類

太陽電池

#### 2.1.3 特定対象事業により設置される発電所の出力

最大93,000kW程度（交流）、最大135,000kW（直流）

### 2.2 特定対象事業の内容に関する事項であって、その設置により環境影響が変化することとなるもの

#### (1) 発電所設備の配置計画の概要

発電所の設備の具体的な配置計画等は、現時点ではコースの地なりに設置することを想定している。

なお、事業者がこれまで開発してきた他発電所では、パネル下及びアレイ間に除草剤や防草シートを使用せず草刈り機等による管理を行っているため、供用後は植生が回復し、パネル下及びアレイ間は緑地となっている。本対象事業においても、他発電所と同様にパネル下やアレイ間の緑地化を積極的に行う計画であり、供用後のパネル下及びアレイ間は緑地に位置付けている。面積の算定にあたっては、アレイ間の面積を緑地を含めた。一方、パネル下も緑地となるが、太陽電池設置範囲（パネルエリア）の面積算定との重複を避けるため、緑地面積に含めず算定した。

今後の環境影響評価手続においては、今後の設計計画の検討や関係機関との協議並びに環境影響に関する予測・評価結果を踏まえて、周辺地域への環境影響の回避・低減等の対策を考慮した上で、具体的な太陽電池等の設置位置を決定していく予定である。

	面積 (ha)	割合 (%)	備考
対象事業実施区域	120.5	100.0	
太陽電池設置範囲（パネルエリア）	63.0	52.3	パネルエリア下は緑地
既存調整池	2.4	2.0	
管理用道路	3.8	3.2	
残地森林	19.5	16.2	地域森林計画対象民有林 3.5ha (2.9%) 含む
緑地	31.8	26.4	アレイ間の緑地を含む パネルエリア下の面積除く

(2) 発電設備の概要

項目	内容
太陽電池	種類：結晶シリコン系太陽電池
	枚数：24.8万枚程度（1枚当たり、約2,279mm×1,134mm：545W）
	総発電出力：最大93,000kW程度（交流）、135,000kW程度（直流）

(3) 変電施設

変電施設等の計画は、太陽電池等設置範囲内に設置予定である。太陽電池で発電された直流の電気は、パワーコンディショナーで交流に変換され、昇圧変圧器、主変圧器を経て昇圧される。

なお、系統用蓄電池についての今後の予定であるが、2050年カーボンニュートラル達成のためには、再生可能エネルギーの導入をさらに加速化させる必要があるが、一方、太陽光は天候や時間帯等の影響で発電量が大きく変動するため、大量導入が進むと電力系統の安定性に影響を及ぼす可能性がある。そのため将来的に系統用蓄電池を本事業地に追加設置し、本発電所のポテンシャルを最大限発揮するための調整力として利用する可能性がある。

項目	内容
パワーコンディショナー	29台（定格出力 3,200kW/台）
昇圧変圧器（副変圧器）	29台（3,200kW/台）
送電設備（主変圧器）	35MVA（2台）、32MVA（1台）

※出力調整を行うことで最大93,000kW程度（交流）とする計画である。  
※製品仕様の変更の可能性はある。

(4) 送電線及び系統連系地点

送電線及び系統連系地点については、中部電力パワーグリッド株式会社と協議の上、空き容量のある送電線への連系を予定している。

(5) 工事に関する事項

① 工事内容

項目	工事内容
工事用資材等の搬出入	建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事用関係者の通勤、樹木、廃材の搬出
建設機械の稼働	建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は破棄を含む）
造成等の施工	防災工事、伐採工事、切盛造成工事、管理道路整備工事、機器基礎工事
架台・据付工事	架台工事、太陽電池発電設備据付工事
電気工事	送電線工事、所内配電線工事、変電施設工事、電気工事



#### b. 水質対策

- ・ 仮設沈砂池等の設置による場外への土砂や濁水の流出防止
- ・ 排水施設・仮設沈砂池等の定期的な監視、浚渫
- ・ 仮設沈砂池の増設等の適切な管理 等

#### c. 動植物対策

動植物の生息・生育空間となるよう、パネル下は草地として維持管理を行う。また、現地調査により当該区域に重要な動植物の生息及び生育の可能性が確認された場合、予測及び評価結果に基づき、本事業による環境影響を可能な限り回避又は低減する対策を検討する。

- ・ 残置森林の確保等による動植物の生息・生育環境の保全
- ・ 仮設沈砂池等の設置による場外への土砂や濁水の流出防止 等

#### d. 廃棄物対策

事業継続が困難になった、若しくは事業期間が終了となった際に、可能な限り以下に努め、発電所の設備を撤去する場合に備えて、あらかじめ対策を講じたうえで、地権者及び関係機関等と協議を行い、事業者の責任で適切に対応する。

- ・ 廃棄物の分別及び再資源化等、関係法令に基づく適正処理
- ・ 伐採樹木の有効な活用方法の検討
- ・ 改正再エネ特措法（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法）施行規則に沿った太陽光パネル廃棄等費用の適切な積立 等

### ② 稼働中及び計画中の太陽電池発電所の状況

「環境アセスメントデータベース」（令和4年12月閲覧、環境省HP）によると、対象事業実施区域周囲において、環境影響評価法の手続きによる計画中の太陽電池発電所は存在しない。

対象事業実施区域周囲において、過去に三重県環境影響評価条例による環境影響評価を行った太陽光発電事業としては、津波瀬太陽光発電事業がある。

## 3. 特定対象地域特性の把握

### 3.1 自然的状況

#### 3.1.1 大気環境の状況

##### (1) 気象の状況

対象事業実施区域は津市の平野部に程近い山麓地（標高約90m）に位置しており、寒暖の差はあるものの一年を通じて気候は穏やかで、四季折々の自然が豊かな地域となっている。

対象事業実施区域の最寄りの地域気象観測所等は、対象事業実施区域の北

東約15kmに位置する津地方気象台と津地域気象観測所である。

津地方気象台と津地域気象観測所における1991年～2020年の地上気象観測結果（平年値）は、年間の平均気温は16.3℃、年間の平均日照時間は2,108.6時間、年間の平均降水量は1,612.9mm、年間の平均風速は3.6m/s、年間の最多風向は北西となっている。

## (2) 大気質の状況

対象事業実施区域及びその周囲の測定局として、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）3局及び自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）1局があり、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等について測定されている。

### ① 二酸化硫黄

二酸化硫黄の状況は、一般局1局で測定が行われており、令和2年度における環境基準の適合状況は、短期的評価及び長期的評価ともに適合している。

### ② 二酸化窒素

二酸化窒素の状況は、一般局2局及び自排局1局で測定が行われており、令和2年度における環境基準の適合状況は、いずれの測定局も適合している。

### ③ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の状況は、一般局3局及び自排局1局で測定が行われており、令和2年度における環境基準の適合状況は、短期的評価及び長期的評価ともにいずれの測定局でも適合している。

### ④ 微小粒子状物質(PM2.5)

微小粒子状物質の状況は、一般局3局で測定が行われており、令和2年度における環境基準の適合状況は、いずれの測定局も適合している。

### ⑤ 光化学オキシダント

光化学オキシダントの状況は、一般局3局で測定が行われており、令和2年度における環境基準の適合状況は、いずれの測定局も適合していない。

### ⑥ 大気中のダイオキシン類

大気中のダイオキシン類の状況は、津市内の4地点で測定が行われており、令和2年度及び令和3年度における環境基準の適合状況は、いずれの地点も適合している。

### ⑦ 大気汚染に係る苦情の発生状況

大気汚染に係る苦情の発生件数は、令和元年度において津市では39件となっている。

## (3) 騒音・振動の状況

① 騒音に係る苦情の発生状況

騒音に係る苦情の発生件数は、令和元年度において津市では21件となっている。

② 振動に係る苦情の発生状況

振動に係る苦情の発生件数は、令和元年度において津市では3件となっている。

3.1.2 水環境の状況

(1) 水象の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主な河川として、一級河川の雲出川と三ヶ野川がある。雲出川に流れ込む支流として、三ヶ野川、大村川、波瀬川、長野川、長野川と合流する榊原川などが対象事業実施区域及びその周囲5kmに認められる。

対象事業実施区域の西端には、準用河川の石亀川1号と石亀川2号が国道165号付近から南東へ流れ、最終的に雲出川に合流している。また、対象事業実施区域の東側に隣接する三ヶ野川が北西から南へ流れ、雲出川に合流している。

(2) 水質の状況

① 河川・湖沼の水質

対象事業実施区域及びその周囲における河川の水質の状況は、三重県及び津市により令和2年度及び令和3年度において生活環境項目が9地点、健康項目が3地点で測定されている。

生活環境項目の測定結果は、水質汚濁の代表的な指標となる生物化学的酸素要求量（BOD）は類型指定されている6地点の全ての地点で環境基準に適合している。健康項目の測定結果は、3地点の全ての地点で環境基準に適合している。

② 地下水の水質

対象事業実施区域及びその周囲における地下水の水質の状況は、津市内の3地点で測定されており、令和元年度の測定結果はいずれの地点も環境基準に適合している。

また、地下水のダイオキシン類環境調査が津市内の1地点で行われており、令和2年度の調査結果は環境基準に適合している。

③ 水質汚濁に係る苦情の発生状況

水質汚濁に係る苦情の発生件数は、令和元年度において津市では18件となっている。

### (3) 水底の底質の状況

対象事業実施区域及びその周囲において水底の底質のダイオキシン類の測定は行われていない。

### 3.1.3 土壌及び地盤の状況

#### (1) 土壌の状況

##### ① 土壌の状況

対象事業実施区域の土壌は主に「乾性褐色森林土壌 (I)」であり、対象事業実施区域の北西部に「細粒グライ土壌」の分布が見られる。

##### ② 土壌汚染の状況

土壌におけるダイオキシン類の調査は、津市内において2地点で実施されており、対象事業実施区域及びその周囲における調査地点として榊原上教育集会所があり、令和3年度の調査結果は環境基準に適合している。

なお、対象事業実施区域及びその周囲における「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域はない。

##### ③ 土地利用履歴

対象事業実施区域は、昭和41年9月から令和5年3月時点までゴルフ場として利用されている。

##### ④ 土壌汚染に係る苦情の発生状況

土壌汚染に係る苦情の発生件数は、平成27年度～令和元年度において津市ではない。

#### (2) 地盤の状況

##### ① 地盤沈下の状況

「令和2年度 全国の地盤沈下地域の概況」(環境省水・大気環境局、令和4年)によると、対象事業実施区域及びその周囲において地盤沈下は確認されていない。

##### ② 地盤沈下に係る苦情の発生状況

地盤沈下に係る苦情の発生件数は、平成27年度～令和元年度において津市ではない。

### 3.1.4 地形及び地質の状況

#### (1) 地形の状況

対象事業実施区域及びその周囲の地形は、雲出川沿いに「扇状地性低地」が分布し、河岸段丘には、主に「砂礫台地（下位）」と「山麓地」が広がっている。対象事業実施区域は主に東部に「扇状地性低地」、北西部に「砂礫台地（下位）」、南西部に「山麓地」が分布している。

(2) 地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲の表層地質は、雲出川沿いに「礫層を主とする地域」が分布し、河岸段丘には、「礫層を主とする地域（段丘）」と「砂岩・泥岩互層」が広がっている。対象事業実施区域は主に「砂岩・泥岩互層」からなり、北西部と南東部に「礫層を主とする地域（段丘）」が分布している。

(3) 土地の安定性

対象事業実施区域は河岸段丘上にあり、主に「砂礫台地（下位）」や「山麓地」の地形で、主に「砂岩・泥岩互層」などの地質からなり、地形、地質の性状から土地の安定性に大きな問題はない。

(4) 重要な地形及び地質

対象事業実施区域及びその周囲には、日本の典型地形として「雲出川」が、「地方公共団体選定の重要な地形・地質」として「領家花崗岩類と一志層群の不整合」が存在する。対象事業実施区域内には重要な地形・地質は分布していない。

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物の生息の状況

① 動物相の概要

対象事業実施区域及びその周囲で既存資料により確認された動物相の概要は以下のとおり。

イ. 哺乳類

コウベモグラ、キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ニホンザル、キツネ、タヌキ、ツキノワグマ等の25種である。

ロ. 鳥類

コジュケイ、キジ、ヤマドリ、マガモ、カイツブリ、カワラバト（ドバト）、キジバト、カワウ、アオサギ等の240種である。

ハ. 爬虫類

クサガメ、アカミミガメ、ニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ、ニホ

シカナヘビ、ジムグリ、アオダイショウ等の15種である。

ニ. 両生類

ヤマトサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル、ニホンアマガエル、タゴガエル、ニホンアカガエル等の19種である。

ホ. 昆虫類

トウヨウモンカゲロウ、アジアイトトンボ、ハグロトンボ、ムカシヤンマ、ヤマサナエ、マルタンヤンマ等の1,297種である。

ヘ. 魚類

スナヤツメ類、ニホンウナギ、ギンブナ、タイリクバラタナゴ、オイカワ、アブラハヤ、タモロコ、ドジョウ等の60種である。

ト. 底生動物

アメリカナミウズムシ、ヒメタニシ、カワニナ、サカマキガイ、イシガイ、タイワンシジミ、エラミミズ等の283種である。

② 重要な種及び注目すべき生息地の状況

対象事業実施区域及びその周囲で確認された重要な種は、哺乳類はミズラモグラ、ユビナガコウモリ、カモシカ等の5種、鳥類はウズラ、コクガン、ツクシガモ、オシドリ、トモエガモ等の77種、爬虫類はニホンイシガメ、ニホンスッポンの2種、両生類はヒダサンショウウオ、ヤマトサンショウウオ、マホロバサンショウウオ、オオサンショウウオ等の8種、昆虫類はベニイトトンボ、コバネアオイトトンボ、アオハダトンボ、ムカシトンボ等の101種、魚類はスナヤツメ（スナヤツメ類）、ニホンウナギ、ゲンゴロウブナ、ヤリタナゴ等の25種、底生動物はマルタニシ、オオタニシ、クロダカワニナ、モノアラガイ等の20種、計230種が確認されている。

対象事業実施区域及びその周囲において、希少猛禽類の生息としてクマタカの生息が確認されている。

対象事業実施区域及びその周囲では、注目すべき生息地として、鳥獣保護区2箇所（津市白山町二本木、津市久居中北部）が分布している。

(2) 植物の生育の状況

① 植物相の状況

対象事業実施区域及びその周囲で既存資料により確認された種は、シダ植物がトウゲシバ、スギナ、ゼンマイ、ウラジロ等の108種、種子植物のモクレン類がアカマツ、スギ、クスノキ等の18種、単子葉類がサトイモ、ササユリ、コクラン、ノビル等の220種、真正双子葉類がタケニグサ、チダケサシ、ギシギシ等の518種、合計864種である。

② 植生の概要

対象事業実施区域及びその周囲においては、主にアベマキーコナラ群集とスギ・ヒノキ・サワラ植林が広く分布し、河川沿いには水田雑草群落や畑地雑草群落などがみられる他、モチツツジーアカマツ群集や竹林などが分布している。

対象事業実施区域内では、土地利用によるゴルフ場・草地の占める面積が広く、コースの間に樹林としてアベマキーコナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林などが分布している。

対象事業実施区域の植生自然度は、植生自然度2～7に分類され、植生自然度1と8～10は存在しないが、周囲では、雲出川と山麓の一部に、植生自然度8～10及び植生自然度1が存在する。

### ③ 重要な種及び重要な群落の状況

対象事業実施区域及びその周囲で確認された植物の重要な種は、ミズナラ、サンショウモ、タニヘゴ、ナツエビネ、マシカクイ、イヌハギ、キヌヤナギ、イヌセンブリ、ミゾコウジュ、キキョウ、マツムシソウ等、計114種が確認された。

対象事業実施区域及びその周囲で確認された重要な群落は、「白山ひめ神社社叢」及び「七栗神社社叢」が特定植物群落に指定されている。

対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木林は、ケヤキとクスノキの巨樹が分布している。なお、天然記念物に指定された植物は存在しない。

### (3) 生態系の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、動物は主に平地から丘陵地の樹林、草地、耕作地、河辺、池沼、開放水域に生息する種で構成されている。

文献その他の資料で生息・生育が確認されている主な動植物種から考えられる食物連鎖の概要は、広葉樹林や針葉樹林、草地、耕作地、河辺、池沼等の植生を生産者とし、低次消費者として植食性や肉食性の昆虫類、中位の消費者として昆虫類を捕食する鳥類や両生類、爬虫類、それらを捕食する小型・中型の哺乳類等、さらに高次消費者として、オオタカ、サシバ等の猛禽類やキツネ、タヌキ等の雑食性哺乳類が考えられる。また、水域では植物プランクトンを生産者とし、消費者として水生昆虫や淡水魚類、高次消費者としてアオサギ等の水辺鳥類が考えられる。

### 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

#### (1) 景観の状況

対象事業実施区域及びその周囲における景観資源は、自然景観資源として「青山高原」、「布引の滝」等が、文化的景観資源として「白山比咩神社本

殿」、「長野氏城跡」等が分布している。

対象事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点は、「長谷山」、「経ヶ峰」、「青山高原ふるさと公園」、「君ヶ野ダム」、「亀ヶ広の桜並木（赤岩橋）」が分布している。

## (2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場は、「亀ヶ広の桜並木」、「かざはやの里」、「布引の滝」、「ぬのびきの森」、「青山高原ふるさと公園」の公園やキャンプ場等が分布している。対象事業実施区域には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。

### 3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

#### (1) 放射線の量

一般環境中の放射性物質の状況は、最寄りの観測地点としては「伊賀市伊賀庁舎」であり、令和3年度の空間線量率の年平均値は $0.065 \mu\text{Sv/h}$ である。

## 3.2 社会的状況

### 3.2.1 人口及び産業の状況

#### (1) 人口の状況

津市における平成30年～令和4年の人口及び世帯数は、人口の男女数及び総数は年々減少している。一方、世帯数は年々増加している。

#### (2) 産業の状況

##### ① 産業構造及び産業配置

津市における令和2年の産業別就業者数は、第3次産業の占める割合が高く、その中でも「卸売業、小売業」と「医療、福祉」の占める割合が高くなっている。

##### ② 農業

津市における令和2年の農業産出額（推計）は、耕種では「米」が最も多く、畜産では「豚」が最も多くなっている。

##### ③ 林業

津市における令和2年の所有形態別林野面積は、「私有林」の占める面積が最も多い。

##### ④ 水産業

###### a. 内水面漁業

三重県における令和2年の内水面漁業の魚種別漁獲量は、「貝類」の漁獲量が最も多い。また、令和2年の内水面養殖業収穫量は、「うなぎ」の収穫量が最も多い。

b. 海面漁業

津市における平成30年の海面漁業の魚種別漁獲量は、「いわし類」の漁獲量が最も多い。

⑤ 商業

津市における平成28年の商業（卸売業・小売業）の状況は、年間販売額は716,512百万円であった。

⑥ 工業

津市における令和元年の工業（製造業）の状況は、製造品出荷額は82,356,541万円であった。

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用

津市における土地利用の状況について、令和3年度現在の私有地面積は「山林」の面積が最も多くなっている。

土地利用図は、対象事業実施区域のほとんどが「ゴルフ場」で占められており、一部に「森林」と「その他の用地」等が分布している。

(2) 土地利用計画

① 都市計画法

津市における「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域は、対象事業実施区域及びその周囲において、指定されていない。

② 国土利用計画法

「国土利用計画法」（昭和49年法律第92号）第9条に基づく土地利用基本計画の地域の指定状況は、森林地域と農業地域は対象事業実施区域の一部を含み、対象事業実施区域の周囲のほぼ全域に指定されている。都市地域は対象事業実施区域及びその周囲において指定されていない。

3.2.3 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川及び湖沼並びに地下水の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における浄水場は、雲出川を水源とする高野浄水場（表流水）、三雲浄水場（伏流水）、高茶屋浄水場（伏流水、浅層地下水）である。

「令和2年度 三重県の水道概況」（令和4年、三重県）によると、簡易水

道は津市において現在利用されていない。ただし、専用水道において地下水が一部利用されている。

(2) 漁業による利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における内水面の漁業権設定状況は、雲出川及びその支川に第五種共同漁業権が設定されている。

(3) 工業用水道の利用状況

「みえの工業用水道」（三重県企業庁、令和元年）によると、津市では雲出川水系の君ヶ野ダムを水源とする中伊勢工業用水道が整備されている。なお、対象事業実施区域及びその周囲には、取水地点は存在しない。

(4) 農業用水の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲には、46か所の農業用ため池が存在する。

3.2.4 交通の状況

(1) 道路

対象事業実施区域及びその周囲には、一般国道165号、主要地方道である県道549号石橋停車場線、県道660号平生庄田線、県道661号二本木一志線、県道663号二本木御衣田線が通っており、平成27年度における交通量調査結果は、平日昼間12時間、平日24時間ともに、国道165号の交通量が最も多く、各々8,286台、10,689台であった。

(2) 鉄道

対象事業実施区域の南側に「JR名松線」、「近鉄大阪線」の2路線が敷設されている。

令和2年度における最寄り駅であるJR名松線「伊勢大井駅」及び近鉄大阪線「大三駅」の1日当たりの乗車人員数は、それぞれ6人、191人であった。

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

対象事業実施区域及びその周囲には25施設が存在し、対象事業実施区域から西約100mに「有料老人ホーム のぞみの家」、西約400mに「大三小学校」、西約700mに「医療法人大樹会はくさんクリニック」等がある。

(2) 住宅の配置の概況

対象事業実施区域の最寄りの集落は白山町三ヶ野と白山町二本木であり、対象事業実施区域周囲では、北西側に住居が集中している。

対象事業実施区域内には、ゴルフ場関連建物が存在するが、住居の可能性のある建物は存在しない。

3.2.6 下水道の設備状況

令和3年度末の下水道（污水）等の整備状況は、津市の下水道普及率は53.12%となっている。

3.2.7 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物の状況

津市の令和2年度の一般廃棄物処理の状況は、一般廃棄物の最終処分量は1,558t、リサイクル率は22.9%となっている。

(2) 産業廃棄物の状況

三重県の平成30年度の産業廃棄物処理の状況は、産業廃棄物の最終処分量は334千t/年となっている。

対象事業実施区域及びその周囲における令和4年2月の産業廃棄物処理施設の状況は、24施設がある。

4. 環境影響評価項目

事業者が選定した環境影響評価項目は以下のとおり。

なお、放射性物質に係る環境影響評価項目は、特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する状況を踏まえ、当該特定対象事業の実施により放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがないことから、事業者は選定していない。

【環境影響評価の項目】

影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
				工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	建 設 機 械 の 稼 働	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響	地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在	施 設 の 稼 働
環境要素の区分								
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等	○	○			
		騒音	騒音	○	○			○
		振動	振動	○	○			
	水環境	水質	水の濁り			○	○	
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					
		地盤	土地の安定性				○	
その他		反射光				○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地			○	○		
	植物	重要な種及び重要な群落			○	○		
	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物			○	○		
		残土			○			

注1) ○は、環境影響評価項目として選定する項目を示す。

注2) 網掛け■は、「発電所アセス省令」第21条第1項第5号に定める「太陽電池発電所別表第五」の参考項目であることを示す。

## 5. 事業者が選定した環境影響評価項目の妥当性について

事業者が選定した環境影響評価項目の妥当性について審査した結果は、以下のとおりである。

環境影響評価項目は、「発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）」（以下「発電所アセス省令」という。）第21条第1項第5号に定める太陽電池発電所の環境影響評価の参考項目（以下「参考項目」という。）及び第26条の2第2項に定める放射性物質に係る規定を勘案して選定されており、特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえると概ね妥当なものと考えられる。

### ① 参考項目以外で選定している項目

なし

### ② 追加選定を検討する必要がある項目

なし

## 6. 事業者が選定した調査、予測及び評価手法の妥当性について

事業者が選定した調査、予測及び評価手法の妥当性について特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえて審査を行った結果は、以下のとおりである。

調査及び予測の手法は、発電所アセス省令第23条第1項第4号に定める参考項目に係る参考となる調査及び予測の手法並びに第23条第2項に定める手法の簡略化を基に選定されており、評価の手法は発電所アセス省令第26条に定める評価の手法の選定の留意事項を踏まえたものとなっていることから、概ね妥当なものと考えられる。